

梅ヶ枝中央会計

Q ストックオプションとは

A 法的には新株予約権であり、自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するものです(以下、「SO」)。また、当該 SO を取得する際、有償・無償の他、設計により、税務上の取扱いが異なることにつき、留意が必要です。

【有償・無償による税務上の区分】

有償・無償	税務上の区分	取得者(個人)				取得者(法人)				発行法人					
		付与時	権利行使時	譲渡時	失効時	付与時	権利行使時	売却時	失効時	会計	付与時	付与～権利行使	権利行使時	失効時	
有償※	I			譲渡所得…譲渡対価	譲渡所得の損失にはならない。	無	無	譲渡損益	消却損	金融商品会計基準	資本取引	無	資本取引	戻入益は会計上益金算入。申告調整不要	
無償	II	税制非適格(譲渡制限その他特別の条件無)	給与所得等として課税	譲渡所得…権利行使価額	無	受贈益(他の株主等に損害を及ぼすおそれがない場合…受贈益は発生せず)	無	譲渡損益	無	ストックオプション会計基準…原則、期間の経過と共に費用処理… 株式報酬/新株予約権	役員提供対価として損金算入(付与時の新株予約権の時価)→会計上は費用計上しない(税務調整で減算留保)。	会計上の費用額を税務調整で加算留保	無…会計上の株式報酬費権利行使時は、特段の処理無し。	会計上の利益計上額を減算(留保)	
	III	税制非適格(譲渡制限その他特別の条件有)	給与所得等として課税(権利行使時の株価-権利行使価額)		無						無	役員提供対価として損金算入(付与時の新株予約権の時価)	会計上の費用額を税務調整で加算留保		
	IV	税制適格	無		課税無し	無						無			無…有税で費用化していた株式報酬費用は社外流出

※以下、公正価値を前提。他、以下、

・「(SO)会計基準」…企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」平成 17 年 12 月 27 日企業会計基準委員会(平成 25 年 9 月 13 日までの修正反映)

・「(SO)適用指針」…企業会計基準適用指針第 11 号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」改正平成 18 年 5 月 31 日企業会計基準委員会

【所得税・住民税の関係】

●給与所得・雑所得・事業所得に認定された場合

所得…給与所得(給与等の収入が 10mil 超であれば、収入金額×95%-17mil)・雑所得(必要経費控除後)・事業所得(必要経費・青色申告特別控除後)

所得-所得控除…18mil 超であれば、所得税・住民税で 50.84%(控除額 2.854mil)、40mil 超であれば、所得税・住民税で 55.945%(控除額 4.896mil)

●株式譲渡所得に認定された場合

一定の必要経費を控除後、所得税・住民税で 20.315%の申告分離課税

梅ヶ枝中央会計

【付与時・行使時・売却時の税務イメージ…一定の条件が同一である場合】

I 有償 SO	II 税制非適格(譲渡制限その他特別の条件無)
<p>一般的にIVが発行できないオーナーに適用(SO 評価額を低減できれば、有利。)</p>	<p>SO 発行時に評価する実務は一般的でない。</p>
III 税制非適格(譲渡制限その他特別の条件有)	IV 税制適格
<p>要注意。</p>	<p>1/3 超保有のオーナーは適用できない等のデメリット。</p>

梅ヶ枝中央会計

【ストック・オプションの評価】

●発行体における評価

- ・ I 有償 SO、未公開企業での発行時点の株価 \geq 行使価格(通常は一致)の場合は純資産に計上。
- ・ 評価手法…適用指針第 48 項にて、「例えば、**ブラック・ショールズ式**や**二項モデル**等が考えられる。」
モンテカルロ・シミュレーション…利用されているモデルはブラック・ショールズモデルや二項モデル。

ブラックショールズ式



ブラック・ショールズ式を利用したモンテ・カルロシミュレーション…シミュレーション回数を増加

・ダウンノックアウト型 SO・強制行使型 SO

ダウンノックアウト型 SO	権利確定までの間に、株価がある一定金額以下になった際に、 会社が無償で取得 できるという条件を付すことでオプション価値を引き下げることが可能です。オプション評価は 一般にモンテカルロ・シミュレーション で行います。
強制行使型 SO	強制行使型ストックオプションとは、権利確定までの間に、株価がある一定金額以下になった際に、 役員等が強制的に行使させられる 条件を付すことでオプション価値を引き下げることが可能です。オプション評価は 一般にモンテカルロ・シミュレーション で行います。

→モンテカルロ・シミュレーション…業績指標と株価の相関関係が考慮された、一般的な評価モデルとはいえ、**過小評価の可能性有**。

・時間的価値・本源的価値

「公正な評価額」…一般に、市場において形成されている取引価格、気配値又は指標その他の相場(以下「市場価格」という。)に基づく価額。(会計基準第 2 項(12))

「公正な評価単価」…単位当たりの公正な評価額(適用指針第 2 項(12))。付与日現在で算定し、一定の**条件変更の場合を除き**、その後は見直さない(会計基準**第 6 項(1)**)。

「未公開企業」…公正な評価単価に代え、**本源的価値**の見積りに基づいて会計処理を行うことが**できる**。この結果、特に**第 6 項(1)**の適用に関しては、付与日現在でストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積り、**その後は見直さない**こととなる(適用指針第 13 項)。

ここで、「単位当たりの本源的価値」とは、算定時点におけるストック・オプションの原資産である**自社の株式の評価額**と**行使価格**との**差額**をいう。

→発行時の株価 10,000 円、行使価格 1,000 円…本源的価値=9,000 円

→発行時の株価 1,000 円、行使価格 1,000 円…本源的価値=0 円

公正な評価単価 = 本源的価値 + 時間的価値(金利相当分の価値 + ボラティリティによる期待価値)

●取得者(個人)における評価

- ・発行時の評価の必要性… I 有償 SO でない限り、発行時に評価する実務は一般的ではありませんが、**II 税制非適格(譲渡制限その他特別の条件無)**の場合も**給与所得認定される可能性がある**ため、留意が必要です。

III 税制非適格(譲渡制限その他特別の条件有)・IV 税制適格の場合は、発行時には課税所得は発生しないため、一般に評価は行わない。

梅ヶ枝中央会計

【Ⅰ 有償ストックオプションの論点】

① 総論

後述のⅣ税制適格ストックオプションを取得できないオーナー(1/3超)の場合、一般的。

企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(平成19年4月25日 企業会計基準委員会)

…個人のへの付与に関する**会社の会計は、SO会計基準**による。

2.本適用指針は、これに関連する**新株予約権**の会計処理についても取り扱っている。ただし、**新株予約権については、現金を対価として受け取り、付与されるものに限る。**

34.ストック・オプション会計基準では、企業がその従業員等に対してストック・オプションを付与する取引についても取り扱っているが、企業が現金を取得するときの対価として自社株式オプション(新株予約権)を付与する取引は前提としていない(ストック・オプション会計基準第3項)。

② 税務上の論点

	取得者(個人)
発行時	公正な評価額で取得する限り、課税関係は生じません。所得税法上、新株予約権は有価証券として定義(所税 2①十七、金商法 2①九)→取得価額…金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算(所令 109①一)
権利行使時	権利行使した株式が行使価格より上昇し キャピタルゲインが発生しても、なんら課税はされません。
譲渡時	有価証券の譲渡として処理。
失効時	有価証券の売買を事業とする個人を除き、有価証券の消却損は譲渡による損失に該当しないため、 他の有価証券の譲渡損益との損益通算不可。

【Ⅱ 税制非適格(譲渡制限その他特別の条件無)の論点】

① 総論

後述のⅣ税制適格ストックオプションを取得できないオーナーにとって税務上有利であるが、評価実務は一般的でない。

② 税務の論点

	取得者(個人)
発行時	無償であっても 、公正な評価額で取得したものと、 給与所得等として課税。
権利行使時	権利行使した株式が行使価格より上昇し キャピタルゲインが発生しても、なんら課税はされません。
譲渡時	有価証券の譲渡として処理。
失効時	有価証券の売買を事業とする個人を除き、有価証券の消却損は譲渡による損失に該当しないため、 他の有価証券の譲渡損益との損益通算不可。

梅ヶ枝中央会計

【Ⅲ税制非適格(譲渡制限その他特別の条件有)の論点】

① 総論

後述のⅣ税制適格ストックオプションを取得できないオーナーにとって一般的。

また、いわゆる「1円ストック・オプション」での手法であるが、権利行使により取得した時点で、**株価-1円=給与所得等**

② 税務の論点

譲渡についての制限 その他特別の条件 が付されているもの	法人税法施行令第84条に基づき、 ・新株予約権権利行使時…時価との差額は給与等の所得税 ・株式売却時…譲渡所得課税
-------------------------------------	---

・その他特別の条件…**特に有利な条件若しくは金額**であることとされるもの**又は****役務の提供その他の行為による対価**の全部若しくは一部

【所得税法施行令】

(株式等を取得する権利の価額)

第84条 発行人から次の各号に掲げる権利で当該権利の**譲渡についての制限** **その他特別の条件**が付されているものを与えられた場合における**当該権利に係る収入金額の価額は**、当該権利の**行使により取得した株式のその行使の日**における価額から次の各号に掲げる権利の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額による。

四 会社法第二百三十八条第二項(募集事項の決定)の決議に基づき発行された**新株予約権**(当該新株予約権を引き受ける者に**特に有利な条件若しくは金額**であることとされるもの**又は****役務の提供その他の行為による対価**の全部若しくは一部であることとされるものに**限る**。)当該新株予約権の行使に係る当該新株予約権の取得価額にその行使に際し払い込むべき額を加算した金額

・所得の区分

【所得税基本通達】

法第23条から第35条まで(各種所得)共通関係

(株式等を取得する権利を与えられた場合の所得区分)

23～35 共-6 発行人から令第84条各号**《株式等を取得する権利の価額》**に掲げる権利を与えられた場合の取得に係る所得区分は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次による。

(1) **令第84条第1号又は第2号**に掲げる権利を与えられた**取締役又は使用人**がこれを行使した場合

給与所得とする。ただし、退職後に当該権利の行使が行われた場合において、例えば、権利付与後短期間のうちに退職を予定している者に付与され、かつ、退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与されているなど、主として**職務の遂行に関連を有しない利益**が供与されていると認められるときは、**雑所得**とする。

(2) **令第84条第3号又は第4号**に掲げる権利を与えられた者がこれを行使した場合

発行人と当該権利を与えられた者との関係等に応じ、それぞれ次による。

イ 発行人と権利を与えられた者との間の**雇用契約又はこれに類する関係**に基因して当該権利が与えられたと認められるとき**(1)の取扱い**に準ずる。

(注) 例えば、**措置法第29条の2第1項**(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)**に規定する「取締役等」の関係**については、**雇用契約又はこれに類する関係**に該当することに留意する。

ロ 権利を与えられた者の**営む業務に関連**して当該権利が与えられたと認められるとき **事業所得**又は**雑所得**とする。

ハ イ及びロ以外のとき 原則として**雑所得**とする。

(注) (1)及び(2)の取扱いは、発行人が外国人である場合においても同様であることに留意する。

梅ヶ枝中央会計

【IV税制適格の論点】

① 総論

以下の条件が必要であり、1/3 超保有するオーナーは採用せず、役員・従業員の活用することが一般的。

② 税務上の要件

詳細は、「ストック・オプションを活用する際の留意点」参照。

付与対象者	次のいずれかに該当するもの（一定の大口株主※及びその特別関係者を除きます） ・自社の取締役、執行役又は使用人（およびその相続人）… 監査役は対象外 ・発行済株式総数の 50%超を直接又は間接に保有する法人の取締役、執行役又は使用人（およびその相続人）…監査役は対象外 ※大口株主とは、上場会社・店頭売買登録銘柄として登録されている会社においては発行済株式総数の 10 分の1超を有する者、それ以外の未公開会社については発行済株式総数の 3 分の 1 超 を有する者をいいます（租特法施行令第 19 条の 3 第 3 項）。
権利行使期間	付与決議の日後 2 年を経過した日から付与決議の日後 10 年を経過するまでの間
権利行使価額	ストック・オプションに係る契約締結時の一株当たり価額以上
権利行使価額の制限	権利行使価額が 年間 1,200 万円 を超えない(暦年)